○総務省令第五十一号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日　総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第三条第二十三項中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改め、同条第三十二項中「第二十六条」を「第三十九条」に改める。

第四条第四項中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第五条第二十八項中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改め、同条第三十七項中「第二十六条」を「第三十九条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、並びに地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日　総務大臣　新藤　義孝

地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三十号中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十四号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び種苗法施行規則の一部を改正する省令

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第三十八条第二項第三号ハ」を「第五十一条第二項第三号ハ」に改める。

第五条中「第四十二条第五項」を「第五十五条第五項」に、「第三十八条第二項第三号ハ」を「第五十一条第二項第三号ハ」に改める。

第六条中「第四十五条第三項」を「第五十八条第三項」に改める。

別記様式第一号中「第42条第２項の」を「第55条第２項の」に、「第42条第２項第１号」を「第55条第２項第１号」に、「第42条第２項第２号」を「第55条第２項第２号」に、「第42条第１項」を「第55条第１項」に改める。

別記様式第二号中「第42条第３項の」を「第55条第３項の」に、「第42条第３項第１号」を「第55条第３項第１号」に、「第42条第３項第２号」を「第55条第３項第２号」に、「第42条第１項」を「第55条第１項」に改める。

（種苗法施行規則の一部改正）

第二条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号中「第四十二条第二項」を「第五十五条第二項」に改める。

第十九条第六項中「第四十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令の一部を改正する規則

福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令（平成二十四年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二十七条」を「第四十条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。